

船舶事故調査報告書

平成22年6月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死傷
発生日時	平成21年11月9日 00時10分ごろ
発生場所	熊本県天草市戸島北東沖 戸島灯台から真方位045° 1,000m付近 (概位 北緯32° 12.3′ 東経130° 05.3′)
事故調査の経過	平成21年11月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 明弘丸、4.9トン KM3-53542（漁船登録番号）、個人所有 11.77m(Lr)×2.71m×0.85m、FRP ディーゼル機関、369kW（漁船法馬力数）、平成元年12月24日 船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年8月18日 免許証交付日 平成18年7月12日 (平成23年7月11日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）、負傷 2人（甲板員A及びB）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、戸島北東沖において、船首右舷側に設置された揚網用ウインチで機建網の揚網を開始したところ、網がプロペラに絡んだので、船尾の左舷側及び右舷側から水中灯を海中に入れて絡網の状況を確認したのち、網を切断することとした。 甲板員Aは、平成21年11月9日00時10分ごろ、船尾右舷側で水中灯を引き揚げているとき、船尾左舷側で水中灯を引き揚げている船長の叫び声を聞いて振り向いたところ、船尾左舷側に設置されている漁網ロープ巻揚げ用ウインチ（以下「本件ウインチ」という。）が巻揚げ方向に作動し、本件ウインチのドラムに巻き付けていたロープの先端に付いているおもり（以下「本件おもり」という。）が、ドラムの回転により振れ回っており、本件ウインチの船首側に船長が仰向けに倒れていた。 船首右舷側の揚網用ウインチを操作していた甲板員Bは、甲板員Aの声を聞いて船尾へ向かい、船長を本件ウインチのそばから引き離し、甲板員Aは、本件ウインチの操作レバー（以下「本件レバー」という。）が巻揚げ側に入っているのを認めて、中立とした。 本船は、天草市牛深港に向かい救助を依頼したが、船長は脳挫傷による

	死亡と検案され、甲板員A及びBは、船長を救助する際、振れ回っていた本件おもりが当たり、甲板員Aは前歯折損、甲板員Bは右手首はく離骨折等を負った。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2～3、視界 良好 海象：海面 平穏	
その他の事項	<p>本船は、船首右舷側に揚網用ウインチ、船尾左舷側に刺し網漁で使用する本件ウインチを設置しており、磯建網漁終了後、刺し網漁を行う予定であった。</p> <p>本事故発生前、本件レバーは中立の状態で、本件ウインチのドラムには刺し網用ロープを全量巻いており、同ロープ先端の本件おもりは、船尾ブルワーク上に設置された架台に置かれていた。</p> <p>本件レバーは、本件ウインチのドラム後端から船尾方へ約51cmの船尾左舷側ブルワーク上に設置され、ブルワーク上の高さは約24cmであった。</p> <p>本件レバーは、垂直時が中立で、船首側に倒すと巻揚げ方向に作動し、船尾側に倒すと繰出し方向に作動した。</p> <p>本件おもりは、直径約4cm、長さ約7cmの円柱の鉛7個を1列につなぎ、それを4列束ねた長さ約55cmの棒状で、重さは25～30kgであった。</p> <p>水中灯の重さは、約5kgであった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は脳挫傷であった。</p> <p>本船は、戸島北東沖で揚網中、船長がプロペラの絡網状況を確認するために投下した水中灯を引き揚げる際、本件ウインチが巻揚げ方向に作動したため、振れ回った本件おもりが船長の頭部に当たったものと考えられる。</p> <p>本件ウインチは、船長が、水中灯を引き揚げる際、誤って本件レバーに触れ、同レバーが巻揚げ側に入ったことにより、巻揚げ方向に作動した可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が戸島北東沖で揚網中、船長がプロペラの絡網状況を確認するために投下した水中灯を引き揚げる際、本件ウインチが巻揚げ方向に作動したため、振れ回った本件おもりが船長の頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。	